



寄居町と女子栄養大学との包括連携協力に関する協定書

寄居町と女子栄養大学（以下「両者」という。）は、相互の連携及び協力に関する基本的事項について、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、両者が包括的な連携と協力のもと、各々の資源の相互活用と人的交流を行い、豊かな地域社会の形成・発展と人材育成に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 両者は、前条の目的を達成するため、次の事項について相互に連携協力するものとする。

- (1) 食と健康に関する事項
 - (2) 子育て・福祉に関する事項
 - (3) 教育・文化・スポーツ及び生涯学習に関する事項
 - (4) 農業・商工業及び観光に関する事項
 - (5) 人材育成に関する事項
 - (6) 地域の活性化に関する事項
 - (7) その他、目的を達成するために両者が必要と認める事項
- 2 前項各号に掲げる事項を効果的に推進するため、両者は実施に係る条件及び経費負担等について適宜協議の上、別途取り決めるものとする。

（守秘義務）

第3条 両者は、本協定に基づく連携協力により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、本契約の終了後も有効に存続するものとする。

（協定の変更）

第4条 両者のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出た場合は、両者協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、両者のいずれからも申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に関する疑義が生じた場合は、その都度、両者が別途協議のうえ定める。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、両者が署名のうえ、各々その1通を保有する。

令和4年6月22日

埼玉県大里郡寄居町大字寄居1180番地1

寄居町

寄居町長

花輪利一郎

埼玉県坂戸市千代田三丁目9番21号

女子栄養大学・女子栄養大学短期大学部

学長

香川明夫